

諮問番号：令和５年度諮問第３号

答申番号：令和５年度川行審答申第３号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求人は、令和５年７月●●日付け審査請求書において、およそ次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。なお、審査請求人から、口頭意見陳述の申立てはなされなかった。

（１）経緯

ア 審査請求人は、生活保護受給前に失業し、退職した事業所を相手に未払い賃金等の訴訟を提起した。

イ 令和２年１２月●●日、審査請求人は、処分庁に生活保護の申請をし、同日付けで保護開始となった。

ウ 令和３年１０月●●日、退職した事業所と和解が成立し、審査請求人に●●●●円が支払われることとなった。事業所の都合により分割払いとなり、審査請求人が依頼した弁護士の口座に振り込まれることとなった。

エ 令和３年１２月●日、審査請求人は、上記アの訴訟から派生した新たな裁判費用に、和解金を使用してもよいか処分庁に確認するも、できないと回答されたが、自立更正費として行うことは可能と思われる。少なくともこの時、自立更正費について、審査請求人に説明するべきである。

オ 令和３年１２月●●日、審査請求人が、処分庁に、和解金を滞納している税金に充ててよいか質問したところ、返還額に影響はないと説明があった。これも自立更正費で可能なはずである。

カ 令和４年５月●●日、審査請求人の口座に和解金が入金される。

キ 令和４年６月●日、審査請求人が、処分庁に和解金が入金された旨の報告をする。

ク 令和４年６月●●日、審査請求人が、処分庁に収入申告書を提出する。

ケ 令和４年７月●●日、審査請求人が、処分庁に経費として着手金及び通信費履歴を提出する。

コ 令和5年3月●●日、審査請求人が、別件申請のため、●●福祉事務所を訪れた際、処分庁から本件についての自立更正費の話が出た。申請から9か月程度要しているが、今まで何も行っていないのはなぜか。同日自立更正費として何点か申し立てた。

サ 令和5年5月●●日、処分庁が、保護決定調書作成

シ 令和5年6月●●日、審査請求人が、本件処分の内容を知る。

(2) 川崎市長に対する不服は本件処分だが、その前提となる生活保護法第63条の規定による返還決定処分（以下「本件返還決定処分」という。）に不当・違法行為があるため、費用徴収となる本件処分の取消を求める。

収入申告は令和4年6月●●日だが、処分決定が令和5年5月●●日と1年近い期間を要しているにも関わらず、遅延理由すら付されていない。資力発生時も明記されていない。

着手金が経費として考慮されていない。記録上、検討すらされていない。

「通信費を処分庁がランダムに確認」とあるが、どのような確認方法なのか。開示資料には29条調査による資料もないことから、それ以外の方法と思われるが、審査請求人が提出した資料からは、知り得ないものである。何らかの違法な調査に当たる。

自立更生費となるものを認定していない。税金、保証金等、また自転車を危険として却下しているが、危険かどうかは処分庁で判断すべきではない、担当医が危険と判断したからなら審査請求人も納得できる。審査請求人は危険なこともあることも承知で乗ると言っているので、危険な状況では乗らないのだから危険でないとの判断ができたのではないか。

この和解金は生活保護法第63条が定める資力に当たらず、収入認定で行うもので、本件返還決定処分をしたこと自体誤りだと思われる。処分庁もずっと収入認定だと主張していたが、言っていることと、やっていることがいつも違う。

上記等から本件処分の前提である本件返還決定処分は、不当であり、取り消されるべきである。

なお、本件返還決定処分については、別途神奈川県知事に対して審査請求をしている。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審理の対象について

本件処分は、本件返還決定処分と併せて行ったものである。

本件返還決定処分は、本件処分とは別個の処分であり、保護の決定及び実施に関する事務に該当することから、審査請求は、同法第64条の規定により都道府県知事に対してするものとされている。

したがって、川崎市長は、返還決定処分の適否等を審査庁として判断することはできない。

このことから、本件審査請求においては、保護の決定及び実施に関する事務に該当しない本件処分が適正であったか、判断するものである。

イ 本件処分の適法性について

生活保護法第77条の2第1項は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、同法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができるとしている。

また、同法第77条の2第2項は、前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるとしている。

同条第1項が定める例外について、同法施行規則第22条の3は、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとしている。

また、保護の実施機関の責めに帰すべき事由については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年2月30日社援保初第033001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）Ⅳの3において、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等としている。

つまり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由により、被保護者が資力を有することとなったときには、本件処分は行えないこととなると解される。

これらを踏まえ、本件処分について、保護の実施機関である処分庁の責めに帰すべき事由が存在したかを検討する。

処分庁は、審査請求人から令和4年6月●●日に提出された収入申告書に合わせて提出された弁護士清算書にて、解決金●●●円から弁護士費

用等●●●円を差し引いた額●●●円の収入があることを確認し、これから弁護士との通話代●●●円、控除額 8, 0 0 0 円及び自立厚生費●●●円を差し引いた●●●円について、令和 5 年 5 月●●日に本件返還決定処分及び本件処分を行った。

審査請求人は、収入申告書の提出から、本件返還決定処分及び本件処分までの間、およそ 1 1 か月経過していることについて、「収入申告は令和 4 年 6 月●●日だが、処分決定が令和 5 年 5 月●●日と 1 年近い期間を要しているにも関わらず、遅延理由すら付されていない」と主張している。

本件処分において、生活保護法施行規則第 2 2 条の 3 に定める保護の実施機関の責めに帰すべき事由があったと認めるためには、課長通知Ⅳの 3 のとおり、処分庁が決定に時間を要したことにより、保護費の算定が適時に反映できなかったこと、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤ったこと等により審査請求人が資力を有することとなった事実が必要である。

そこで検討するに、まず、収入申告から本件返還決定処分及び本件処分まで時間を要したのは、審査請求人が、神奈川県知事に対して提起した別件の審査請求の裁決の影響を考慮したことによるものであり、合理的な理由が認められる。その後、裁決があった令和 5 年 3 月●●日以降、処分庁は、審査請求人に係る自立更生費の検討を行い、同年 5 月●●日付けで本件返還決定処分及び本件処分を行っており、遅滞があったとは認められない。

次に、収入申告があった令和 4 年 6 月●●日において、審査請求人収入額を超える保護費が支給されており、また、収入申告書の提出から、本件返還決定処分及び本件処分までの間におよそ 1 1 か月経過した間に、返還額が増加した事実もない。

このことから、本件に関し、保護費の算定が適時に反映できなかったために資力を有することとなった場合には該当しない。

また、本件返還決定処分及び本件処分は、審査請求人が和解金を得たことを受けたもので、処分庁が、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより、保護の程度の決定を誤ったことによるものではない。

これらを踏まえると、本件返還決定処分に当たり、保護費の算定が適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等の処分庁の責めに帰すべき事由については何ら認めることはできず、これにより

審査請求人が資力を有することとなった事実も認められないことから、生活保護法第77条の2を適用し、本件処分を行ったことについて違法性及び不当性は認められない。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件和解金は、収入認定によるべきであると主張しているが、「生活保護手帳別冊問答集」の問13-2によれば、保護費の戻入決定の遡及の限度は3か月程度とされているが、本件における資力発生日は、裁判における和解が成立した令和3年10月●●日とすべきであり、収入申告書が提出された令和4年6月●●日の3か月以上前であることから、審査請求人が主張する、いわゆる収入認定による保護費の額の遡及変更はできず、本件処分を行ったことについて、違法性及び不当性は認められない。

(4) 上記以外の本件処分の違法性または不当性について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2 (2)と同様である。

第4 調査審議の経過

令和6年 1月26日 諮問の受付

同年 2月 9日 第1回審議

同年 3月15日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分について

本件処分は、生活保護法第63条による費用返還金額決定と併せて処分庁が行ったものである。返還金額決定処分は、本件処分とは別個の処分であり、保護の決定及び実施に関する事務に該当し、当該処分に対する審査請求は、同

法第64条の規定により都道府県知事に対してするものとされている。このため、川崎市長は、返還金額決定処分の適否等を審査庁として判断することはできず、この点についての最終的な判断は神奈川県知事の判断を待つべきものであることから、当審査会においては、生活保護法第77条の2による費用徴収決定処分に違法又は不当な点がないか、判断するものである。

上記第2 2（2）にある通り、本件返還決定処分に当たり、「保護費の算定が適時に反映できなかった場合」や「保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合」等の処分庁の責めに帰すべき事由については何ら認めることはできない。

また、これにより審査請求人が資力を有することとなった事実も認められない。

これらのことから、生活保護法第77条の2を適用し、本件処分を行ったことについて、生活保護法等の法令の規定に従い適正に行われているものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

（2）その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	高	岡	香
委員	高	柳	馨